

住居確保給付金のしおり

離職又は休業に伴う収入の減少によって
住居を喪失又はそのおそれのある方へ

令和5年4月

このしおりは、香川県郡部（9町）にお住まいの方を
対象としたものです。

市部にお住まいの方は市の自立相談支援機関にご相談
ください。

住居確保給付金とは

離職した方（事業を行う個人の当該事業の廃止を含む。）又は休業等に伴う収入減少により、離職と同等程度の状況にある方であって就労能力及び就労意欲のある方のうち、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として住宅費を支給するとともに、各町社会福祉協議会（自立相談支援機関）による就労支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。

支給額：下記を上限として、収入に応じて調整された額を支給

※ 3.2万円（単身世帯） 3.8万円（2人世帯） 4.2万円（3人から5人までの世帯） 4.5万円（6人世帯） 5.0万円（7人以上世帯）

支給期間：3ヶ月間（一定の条件により3ヶ月間の延長及び再延長が可能。）

支給方法：大家等へ代理納付（クレジットカードや納付書、家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定されている場合であって、県が特に必要と認める場合は、申請者に振り込むこともできます。）

住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職等またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある。
- ② 申請日において、離職等の日から2年以内である。（疾病、負傷等の事情により2年を超えている場合は4年以内）又はやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同等程度の状況にある。
- ③ 離職前に、主たる生計維持者であった（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む。）。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額（収入基準額）以下である（収入には、公的給付を含む）。

世帯人数	基準額	収入基準額
1人	7.8万円	基準額（左記：町民税均等割が非課税となる収入相当額）+家賃額（ただし、家賃額は、単身世帯は3.2万円、2人世帯は3.8万円、3人から5人までの世帯は4.2万円、6人世帯は4.5万円、7人以上世帯は5.0万円が上限）（6人以上の世帯の方は、ご相談ください。）
2人	11.5万円	
3人	14万円	
4人	17.5万円	
5人	20.9万円	

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が次の表の金額以下である。

世帯人数	預貯金の合計額
1人	46.8万円
2人	69万円
3人	84万円
4人以上	100万円

- ⑥ 公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）、地方公共団体又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動等または自立に向けた活動を行うこと。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金の支給額

単身世帯の場合

月収7.8万円以下（基準額を超えない。）の方は、家賃額（上限額3.2万円）となります。

月収7.8万円を超え、11.0万円未満の方は、次の数式により算定された額となります。

住居確保給付金支給額（上限額3.2万円）

$$= \text{基準額（7.8万円）} + \text{実際の家賃額} - \text{月の世帯の収入合計額}$$

住宅の初期費用及び生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

※生活福祉資金（総合支援資金）

継続的な生活相談・支援（就労支援等）とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付けです。

- 1) 住宅入居費：40万円以内
- 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/月15万円以内）
貸付期間 原則3か月 最長1年間
- 3) 一時生活再建費：60万円以内

※貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子

連帯保証人を立てない場合は年1.5%

住居確保給付金支給までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付けを活用することができます。

※臨時特例つなぎ資金貸付

公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内） ※貸付利子：無利子、連帯保証人不要

住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書
- ② 本人確認書類（次のいずれかの写し）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票、戸籍謄本・戸籍全部事項証明書、在留カード等
- ③ 次のいずれかの書類の写し
 - ・ 離職後2年（疾病、負傷、育児その他県がやむを得ないと認める事情により引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は最長4年）以内の者であることが確認できる書類の写し（離職票、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、例えば、給与振込が一定の時期から途絶えている通帳の写しなど、離職者であることが確認できる何らかの書類）、又は離職後2年以上経過している場合は、疾病、負傷、育児その他県がやむを得ないと認める事情に該当することの事実を証明することができる書類の写し
 - ・ 申請日においてやむを得ない休業等により収入が減少し、離職・廃業と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し（勤務時間の縮減が確認できる雇用主から提示されたシフト表や注文主からの発注の取り消し等が確認できる書類）
- ④ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族のうち収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書、預貯金通帳の収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格証明書」、年金や福祉手当等を受けている場合はその支給額がわかる書類
- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居の親族の金融機関の通帳等の写し

⑥ 申請時確認書への下記の記載が必要。

- ・ハローワークに求職の申込みを行っている方は求職番号
- ・地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介へ申込みを行っている方はその窓口の名称
- ・経営相談を申し込んでいる方は、経営相談先の名称

住居確保給付金の申請から決定まで

住宅を喪失している方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関に提出します。
- ・申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。
- ・住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、町社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

◆ 入居予定住宅の確保

- ・不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該不動産業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は県内各町の地域内です。
- ・敷金・礼金などの入居初期費用について、社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えてください。
- ・入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

◆ ハローワーク等での求職等申込み

ご自身にあった求職活動を行うために必要な相談先へ手続きをしてください。

ハローワーク等での求職活動を行う場合

- ・ハローワークに求職の申込みを行い、求職受付票（ハローワークカード）の発行を受けます。
- ・地方公共団体または地方公共団体から委託を受けて無料で職業紹介を実施する事業所に求職の申し込みを行います。

経営相談等による自立に向けた活動を行う場合

- ・自立相談支援機関から、経営相談先の役割について説明を受け、経営相談先へ事前相談を行います。その相談内容を自立相談支援機関へ報告し、経営相談先へ相談申し込みを行います。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を自立相談支援機関へ提出してください。
- ・ 申請時確認書への下記の記載が必要です。
 - ハローワークに求職の申込みを行っている方は求職番号
 - 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介へ申込みを行っている方はその窓口の名称
 - 経営相談を申し込んでいる方は、経営相談先の名称

◆ 住居確保給付金の審査

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- ・ 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」の用紙が配付されます。

◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- ・ 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、町社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて町社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

◆ 賃貸借契約の締結

- ・ 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- ・ 総合支援資金（住宅入居費）の借入申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。

- 総合支援資金(住宅入居費)の借入申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを町社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金(住宅入居費)が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を自立相談支援機関に提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、ハローワーク等での求職活動を行う場合は、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」、自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動計画」、「自立に向けた活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は県から不動産業者等へ直接振り込まれます。ただし、クレジットカードや納付書、家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定されている場合は、申請者に振り込むことも可能です。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方に対しては、償還について町社会福祉協議会の指示を受けることとなります。
- 総合支援資金(生活支援費)の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを町社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住宅を喪失するおそれのある方の場合

◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を自立相談支援機関に提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配付されます。

◆ 入居住宅の貸主との調整

- ・ 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

◆ ハローワーク等での求職等申込みと他施策利用状況の確認

ご自身にあった求職活動を行うために必要な相談先へ手続きをしてください。

ハローワーク等での求職活動を行う場合

- ・ ハローワークに求職の申込みを行い、求職受付票（ハローワークカード）の発行を受けます。
- ・ 地方公共団体または地方公共団体から委託を受けて無料で職業紹介を実施する事業所に求職の申し込みを行います。

経営相談等による自立に向けた活動を行う場合

- ・ 自立相談支援機関から、経営相談先の役割について説明を受け、経営相談先へ事前相談を行います。その相談内容を自立相談支援機関へ報告し、経営相談先へ相談申し込みを行います。

◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- ・ 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、自立相談支援機関に提出してください。
- ・ 申請時確認書へ下記の記載が必要。
 - ハローワークに求職の申込みを行っている方は求職番号
 - 地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介へ申込みを行っている方はその窓口の名称
 - 経営相談を申し込んでいる方は、経営相談先の名称

◆ 住居確保給付金の審査・決定

- ・ 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、ハローワーク等での求職活動を行う場合は「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」、自立に向けた活動を行う場合は、「自立に向けた活動計画」、「自立に向けた活動状況報告書」の用紙が配付されます。
- ・ 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- ・ 住居確保給付金は県から不動産業者等へ直接振り込まれます。ただし、クレジットカードや納付書、家賃債務保証業者に賃料を支払う方法に限定されている場合は、申請者に振り込むことも可能です。
- ・ 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、町社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

住居確保給付金受給中の義務

ハローワーク等での求職活動を行う場合

- ◆ 支給期間中は、ハローワーク等の利用、自立相談支援機関の支援員の助言、その他様々な方法により、常用就職に向けた求職活動を行ってください。
- ◆ 毎月2回以上、「職業相談確認票」を持参の上、ハローワークの職業相談を受ける必要があります。「職業相談確認票」にハローワーク担当者から相談日、担当者名、支援内容について記入を受けるとともに、確認を受けます。
- ◆ 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等による面接等の支援を受ける必要があります。その際、「職業相談確認票」を支援員へ提示してハローワークにおける職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況の報告のために、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を提出していただく場合があります。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これはハローワーク等における活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。毎月4回以上の支援員との面接の際に「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、自立相談支援機関に報告してください。
- ◆ さらに、自立相談支援機関よりプランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

経営相談等による自立に向けた活動を行う場合

- ◆ 支給期間中は、経営相談の利用、自立相談支援機関の支援員の助言、その他様々な方法により、業務上の収入を得る機会の増加に向けた活動を行ってください。
- ◆ 原則月1回以上、経営相談先の経営相談を受け、「自立に向けた活動状況報告書」に、相談日、担当者名、支援内容等を記載してください。
- ◆ 毎月4回以上、自立相談支援機関の支援員等の面接等支援を受け、自立に向けた活動の活動状況を「自立に向けた活動状況報告書」などにより報告してください。

- ◆ 経営相談先からの助言を受けて、「自立に向けた活動計画」を作成し、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。
- ◆ 経営相談を利用中、ハローワーク等での求職活動を行うよう助言があった場合は、速やかに自立相談支援機関に報告し、ハローワーク等での求職活動を行ってください。

受給中に常用就職した場合は届出が必要です

- ◆ 支給決定後、常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用期間が定められているもの）した場合は、「常用就職届」を自立相談支援機関へ提出してください。
- ◆ 提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、自立相談支援機関に毎月提出してください。

一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に、一定の要件を満たしていれば、3か月の支給期間を2回まで延長することが可能です。
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に求職活動を行っていたこと
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること 等
住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金分かる書類を準備して、自立相談支援機関へお越しく下さい。再延長を希望する場合は、自立相談支援機関の指示に従ってください。

支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
 - ・住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
 - ・受給中に収入が減少し、基準額以下になり、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合
 - ・借主に責任なく転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合
- ◆ 自立相談支援機関に申請書を提出する必要がありますので、家賃が変わった又は収入が下がったことが証明できる書類をお持ちのうえ、自立相談支援機関へお越しく下さい。

住居確保給付金の中断について

- ◆ 受給中に疾病又は負傷により求職活動を行うことができなくなった場合、住居確保給付金中断届と求職活動ができない旨を証明する文書を提出してください。支給を中断します。中断期間中、原則として毎月一回、面談、電話、電子メール等により体調及び生活の状況について報告してください。
- ◆ 心身の回復により求職活動を再開できるときは、申請により支給を再開します。
- ◆ ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長9か月であり、中断期間が中断決定日から2年を超えたときは、中止となります。

住居確保給付金を中止する場合があります

毎月2回以上のハローワークでの就職相談、毎月4回以上の自立相談支援機関の支援員等による面接等又は原則週1回以上の求人先への応募・面接を行うなどの求職活動を怠る方については、支給を中止します。

- ◆ 自立相談支援機関が策定したプランに従わない場合は、支給を中止します。
- ◆ 受給中に常用就職又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入が収入基準額を超えた場合は、原則として、その収入が得られた月の支給から中止します。
- ◆ 住宅を退去した者（大家からの要請の場合、自立相談支援機関の指示による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ◆ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ◆ 受給者及び受給者と同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合、禁錮刑以上の刑に処された場合、生活保護費を受給した場合は支給を中止します。
- ◆ 支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合、会社が倒産した場合、事業主が事業を廃止した場合及び個人の責めに帰すべき理由又は当該個人の都合によらず離職・廃業と同程度まで収入が減少した場合、再支給を受けることができます。（1、2ページの支給要件①～⑧を全て満たす必要があり、支給終了後1年の間は受けることができません。（経過措置として、支給を申請した日が令和6年3月31日以前であって、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合は、支給終了後1年以内であっても再支給を受けることができます。））
- ◆ あらかじめ雇用期間が決まっていて、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。 10

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について県が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止することとなります。

虚偽の申請等不適正受給は絶対にしてはいけません。

香川県郡部（9町）の自立相談支援機関

名称等	住所	電話番号
土庄町社会福祉協議会	小豆郡土庄町甲620	0879-62-2700
小豆島町社会福祉協議会	小豆郡小豆島町片城甲44-95 小豆島町役場西館2階	0879-82-5318
三木町社会福祉協議会	木田郡三木町大字氷上310	087-891-3317
直島町社会福祉協議会	香川郡直島町3694-1	087-892-2458
宇多津町社会福祉協議会	綾歌郡宇多津町1900 あみのうら交流センター内	0877-49-0287
綾川町社会福祉協議会	綾歌郡綾川町滝宮276	087-876-4221
琴平町社会福祉協議会	仲多度郡琴平町榎井891-1	0877-75-1371
多度津町社会福祉協議会	仲多度郡多度津町西港町127-1	0877-32-8501
まんのう町社会福祉協議会 生活自立相談支援センター	仲多度郡まんのう町生間 415-1	0877-77-2991
香川県社会福祉協議会	高松市番町一丁目10-35 香川県社会福祉総合センター 5階	087-861-2233

作成：香川県健康福祉部健康福祉総務課
香川県高松市番町四丁目1番10号
電話 087-832-3257